

道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示等の一部改正等について

1. 改正の背景

トレーラタイプの農作業機をけん引した状態の農耕トラクタは、けん引される農作業機に制動装置がないこと等により保安基準不適合となり、公道を走行することができない現状となっている。一方で、農業における生産性の向上を図るため、トレーラタイプの農作業機をけん引する農耕トラクタが農場間の移動のために公道を走行する場合に、その都度農作業機の分離・連結が必要となることは作業負担が大きく長時間を要するため、けん引状態のまま公道を走行したいとの要望が農業者から要請されています。

今般、「規制改革推進に関する第 5 次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年 6 月 6 日規制改革推進会議)においても、農業の生産性の向上の観点から、農場間を農耕トラクタで移動する際、農作業機等を装着・けん引したまま、安全性の確保を前提とした上で、関係法令に違反することなく、公道等を走行することが可能となる枠組みの構築を早急に行う必要性について取りまとめられたことを踏まえ、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成 15 年国土交通省告示第 1320 号。以下「基準緩和告示」という。)等について所要の改正等を行うこととします。

2. 改正概要

(1) 基準緩和告示の一部改正

農耕トラクタがトレーラタイプの農作業機をけん引したまま、公道等の走行が可能となるよう制動装置等の基準について緩和できることとします。

(2) 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定

トレーラタイプの農作業機を農耕作業用トレーラとし、道路運送車両法施行規則別表第一において、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定します。

(3) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について」(依命通達)(平成 9 年 3 月 28 日付け自技第 35 号)の一部改正

農耕作業用トレーラの判断基準として構造要件を規定します。

(4) 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成 9 年 9 月 19 日付け自技第 193 号)の一部改正

農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの基準緩和の取扱いを規定します。

3. スケジュール(予定)

公布：令和元年 12 月

施行：公布の日